特殊教育学研究 第9巻 第2号 1971

S.G. ハウの障害児教育思想について

―初期における盲教育論を中心に―

中 村 満紀男(東京教育大学)

Iはじめに

アメリカの特殊教育成立に指導的な役割を果したと思われるSamuel Gridley Howe (1801~1876)の教育論については、従来、断片的な程度にしか明らかでない。従って、ここでは、ハウの障害児教育思想形成過程についての一部を明らかにするのが主要な関心である。しかしながら、彼の障害児教育思想は、それのみで独立している分ではなく、彼の社会思想、さらにまた当時の歴史的・社会的状況と密接に関係していると思われる。これらの相互の諸関係、またその総体的構造における障害児教育思想の位置を明らかにするのが究極の目的である。

ところで以上のことは、次のことが基底にある。近代における障害児をめぐる諸問題は、近代社会(資本主義社会)の構造的特質と基本的に関わること、次に、そのような規定性にもかかわらず、あるいはそれと対立して、盲児(障害児)の教育を何がどのように改革せしめていくかを歴史的に明らかにすること。従って、以上の研究対象の一つとして、アメリカ資本主義成立に重要な位置をしめるニューイングランドのマサチューセッツ州において、諸々の活動をしたハウをとりあげるのである。

次に表題についてであるが、ハウの障害児教育思想とは、「特殊教育」と対立する内容をもつ障害児教育の立場から、ハウの障害児についての思想を評価するということであり、それはまた、障害児教育理論の内容を明らかにするための一つの作業である。(これはまた、近代社会の一定の発展段階において成立したと思われる歴史的概念としての「特殊教育」理論を明らかにすることでもある。)

また、副題の「初期」であるが、これは、全体を思想内容の特質から一応3期に分け、初期をハウが盲児の教育²⁾を志ざした1831年8月ごろから、盲ろうあの少女 Laura Dewey Bridgman の教育をはじめる前まで(1837年9月)、中期を、ローラの教育から、50年代まで(この期は、さらに数人の盲ろうあ児の教育をした37年10月から、「白痴」問題に関心をよせる40年代半ばまでを前期、「白痴」問題への活動が中心になる後期に分

けられよう), そして60年代から死去(1876年1月)までが後期という時期区分による。

最後に、本稿の構成であるが、まず、どのような社会 状況のもとで盲児の教育が問題となり、どのような目的 で盲院が設立されたか、盲教育をはじめるに際し、ハウ はいかなる立場からいかなる盲人像をえがき、盲院の教 育を規定したか、ハウの活動をささえた精神はなにか、 残された問題はなにか、ということである。

■ 貧困盲人の近代的・社会的創出と盲院の設立

ハウが、ニューイングランド盲教育院(The New England Institution for the Education of the Blind) 設立の主要な推進者であったJohn Dix Fisher から、1831年8月ごろ盲人教育事業をひきうけたのだが、この盲院はすでに、1829年3月2日、州議会から、財団法人化の認可をうけていた。

そこで、まず盲院設立の主要な前提となる貧困盲人の近代的・社会的創出をうみだした社会的・経済的状況についてのべる。というのは、19世紀初頭から本格的となった産業革命・農業革命によって貧民(その中に盲人も含まれていく)がうみだされ、社会問題としての貧困問題解決の一方策として、盲院が設立されたと考えるからである。

さて、19世紀初頭のニューイングランドは、経済的変動が急激に開始するアメリカ経済史上極めてユニークな時期であった。ニューイングランド沿海地帯の農業的諸タウンは、植民地時代から、最も早く商品経済の影響をうけて萌芽的に分解していた。しかし、一層の分解は、次の状況をまたねばならなかった。1807年の対英経済政策を契機として、ボストン商業資本は、仲介貿易から、木綿工業を中心に投資の方向を変え、散在的に工場を簇生させていく。他方農村では、対英関係の悪化により、農産物が暴落し、劣悪な条件の多数の農業諸タウンが破滅的打撃をうけ、急敵な工業タウンなどへの人口流出に直面していた。内陸部の小営業については、マニュファクチャーは没落し、農村工業へと急速に展開するなかで、

自給自足経済は崩壊し、農業は商業的農業へと変容していく。このように、農民層の一層の分解は20年代には明確になってゆく。この現象は、輸送手段の改善と西部農業の発展により、次第に確固したものになる。

このようにして創出された人口は、労働力を求める工場都市に集中する。しかし彼らは、未熟なアメリカ経済の変動によって、たやすく影響をうけ、常に貧民化する可能性をもっていた。たとえば、1815年、19年のイギリス恐慌の影響でアメリカの工業は大きな打撃をうけ、かつ失業も大規模になり、いくつかの大都市では失業者は2万に達したといわれる。

さらに、この時期は、マサチューセッツ州に外国からの移民が到来した時期であった。なるほど、合衆国全体では、移民数のピークは、1850年代になるのだが、この19世紀初頭という時期は、沿海州マサチューセッツ州に移民が次第に殺到してくる時期なのである。 Bidwell によれば、1810年から60年までのマ州及びボストンにおける人口の増加は次のごとくである。

(単位 千人)

1810 1820 1830 1840 1850 1860 州 472 523 610738 994.5 1231 ボストン 34.4 44.6 62.295.8 144.5 192.7

この数は、自然増加率を考慮しても、増加が著しいことが分り、それはほぼ移民によるのであり、また、そのうちのかなりの部分が、しだいに大都市になりつつあったボストンに集中していくことが示される。そして、移民も、貧富が構造的につくりだされる近代社会の中にくみこまれていったのである。

産業化・都市化・移民がまねいた問題は、近代的・社会的貧困がその方向性をもちはじめていたマサチューセッツ州財政における慈善関係費用の急激な増大にみることができる。1794年の支出総額を100とすると、1820年は138.9、一方、慈善関係費は、1794年の7.6に対し、1820年は26.6となり、1825年には25.9となっている。慈善関係費は、実質的には、州被救恤貧民を扶養する費用であって、1794年を100とすれば、1811年331.3、19年には458.6、20年は504.6という急激な増加であった。この増加は、上述の社会変動にともなって「家父長制家族制度の崩壊」9)をもたらし、その結果、一方では労働能力のないものが、他方では、経済的混乱によって労働能力のあるものが社会的に創出され、いわば近代的な貧困が形成されつつあった状況を示すものであった。

そして、その労働能力のないもののなかに盲人が含まれていたと考えられる。たとえば、マサチューセッツ州と当時の状況が類似していたニューヨーク州の1824年のイエーツ報告(Yates Report)の中に、年間を通じて扶助を受けているものとして、287人(4.7%)の盲人が記載されている。 またハウも、ばく然とながらも、盲児(人)の住所は、救貧院であった、また彼らは社会の最下層の民であったということを示している。 このようにして、貧困問題の成立のなかに盲人もくみこまれていくのである。20

次に、急激な救貧費増大という財政圧迫に対する州の 対策をみていくと、すでに18世紀末に、独立戦争後再開 された移民の増加とともに、貧窮者、無教育者、犯罪者 が増加しはじめ,公共慈善に大きな負担となっていたの で、その対策としてだされた定住権取得をきびしく制限 した定住法 (1789年,1794年) や1820年の「外国(港)か ら被救恤貧民が入国するのを防止する法律」などが従来も あった $n^{(13)}$ 原理的対策は、1821年のクウインシー報告 (Quincy Report) に求めることができる。その中で 彼は、労働可能・不能については、単に自立できるかい なかを基準にするのではなく、労働不能を最小限に限定 し,少しでも働けるものを労働可能に含め,彼らをワー クハウス又は授産所 (Houses of Industry)の性格 をもつ救貧院に収容し,経済的自立の方向で収容するこ とが最も経済的であるとした。 彼の報告は,直接には 救貧實増大を抑えるということがその意図であるが,背 景としては、貧困、悪徳、犯罪がそれぞれ結合しており、 それらが富裕階級 (prosperous class)をおびやかす可 能性があるという体制防衛を前提とした治安維持的観点 からなされたものであろうこと, また彼の見解が果し た客観的な役割としては, 労働力不足に悩む形成されつ つあったアメリカ資本主義のために, 労働力を創出した であろうことは注目しておく必要がある。さらに、この 報告は、彼自身ものべるごとく、従来の教貧方法を批判 し、さらに資本主義の先進国イギリスの実情を周到に研 究してなされたのであることをつけ加えておきたい。

さて、ニューイングランド盲院の設立は、基本的には クウインシー報告の適用であるといえよう。すなわち、 第一に、労働能力の点からみれば、より低いとされる盲 人が対象であり、第二に、経済的自立の方向で教育され、 第三に、一種の授産所的性格をもった盲院で処遇される こと、第四に、最も重要な点だが、その方法が最も経済 的であると考えられたことである。いいかえれば、肓院 は、貧困盲児を対象として、16) 彼らの経済的自立を目的とし、それによって救貧費の削減という州の意図に合致し、その限りでのみ支援を約束されるという単に民間の運動ではなく、州政策のレベルにくみこまれていったのである。18) そこで、盲院理事の言をかりて、一応盲院設立の社会的意味を明らかにしよう。「社会から多くの重荷を除く」ために、「社会は、……盲人がコミュニティにとって負担となるのを防ぐための準備として」、つまり「社会の慈善的負債を買戻すための減債資金として(盲人の教育という)投資19) を考えねばならない」20)

ところで、盲院設立を考える場合、認可までの運動を みておく必要があろう。その設立過程は、必ずしも十分 明らかになっていないが、John D. Fisher という内科 医がパリ留学中に見聞した盲児の教育知識を発端にして, 設立過程においては、中産・商人階層²¹⁾が主体となって 運動が展開される。彼らの意図は、一時的・弧立的なも のではなく、上述の経済的変動によって生じた子どもや 大人の犯罪や悪徳といった問題, いわば「社会悪」に対 する多様な人道的, 博愛的運動の一環として行なったも のであろう。 このように貧困盲人の創出を前提として, この改革運動によって盲院が設立され, それが州救貧政 策にくみこまれていったと考えるのである。産業革命の 初期に盲院が設立されたのは、これらの階層の果した役 割が大きな意味をもち、かつ、州が一定の役割を果した ことは、イギリスなどと比較した場合,独自の意味をも つ。

■ ハウの盲人像と経済的自立

ここでは、ハウの盲教育の基礎となる盲人観と盲院の 究極的な目的および両者の相互関係、さらにそれらの州 教貧政策レベルにおける位置を明らかにしたい。

従来の盲人処遇をあらためて、盲院を設立して教育を行なおうとする場合、あらたな救済方法がなければならず、それはまた、あらたな盲人像を必要とする。彼もまた、盲人の救済方法を批判し、盲目の発生と貧困の密接な関係と盲人の貧民化を明確に認識し、のちにみるように教育の主要目的を経済的自立としていた以上、「社会」(支配階層)からの接近であったことは否定できないが、同様に注目すべきことは、従来の救済方法に関して、「施物では、盲人をなぐさめることはできない」という観点である。施物・慈善は、与える側の単なる自己にうものもの、盲人を逆に「きずつけ、だめにして」はあり、盲人を逆に「きずつけ、だめにして」がある。彼の批判には、「なみはずれた努力や多額の費用が……みだりに与え」。

クウインシーの線とともに、その救済方法が盲人自身に 害を与え、重荷になっているというハウ独自の認識があり、その方向の深化いかんが新しい盲人観の形成、従って教育論の質的内容に意味をもってくるのである。また 救済方法に関しては、盲人が弱く、不活発でふさぎこみ、無益で依存していると考えられたり、特有なうわべだけの慈善の対象とされているのは、感情的な同情によるのである²⁶⁾として、彼はそのような方法に対置する「科学的・知的救済」を提示するのである²⁷⁾

その方法は、ハウの盲人観と密接にかかわっており、それにはまず、盲人についての宗教的規定に注目しなければならない。なぜなら、従来の盲目=神の賜物という見解からは、宗教教授はありえても、世俗的教育の発想は不可能だからである。ハウは、身体的不完全としての盲目を、神(宗教)に環元せず、神を前提としながらも、現実の解決可能な問題としてとらえる。 これは、盲人についての宗教的規定の転回であるといえよう。そこには、人間の理性・道徳性に関するユニテリアンとしてのハウの考えが裏うちされているのであり、それが盲人観および盲人の教育可能性に関する考えに拡大・深化したと考えられるのである。

さて、救済方法に対する批判は、盲人像の批判を前提とした。まず彼が、「人間性の理想の極致」を、「知的活動が活発で開明されており、道徳的感情が洗練され、強固としており、身体的形態が健全で美しい存在」と伝統的な観念を提示する時、「完全な体性(physical nature)に対する一つのうちかちがたい障害物」であり、また「完全に回復することができない」²⁹⁾ 盲目の人間は、その理想像とは隔絶した存在であるか。そうではなく、盲人とは、「我々自身と同じ能力、感情、欲求、同じ誇り、同じ野心をもった」³⁰⁾ 存在となりうるのである。これは画期的な見解であり、ニューイングランド盲院における教育の支柱となり、かつ後におこなわれる彼の重複障害児や「白痴」の教育における障害観への出発点となったのである。

ところで、彼の考える盲人とは、「正眼者と同じように幸福に、有用に、自立して生きることができる」³¹⁾ 盲人と同義なのであった。しかし、彼が「私のルールは、個人の善の前に、つきュニティの善である。コミュニティの善の前に、人類の善である」³²⁾ と明言する時、彼の「有用」、「自立」の意味を分析することが必要となろう。なぜなら、「個人の善」の否定および社会全体の善への傾斜がこの時点で現実に意味するところは、「社会」

4

の立場だからである。その場合,彼のいう盲人の問題は、 盲人自身の全体的利益を、直接に意図したものではない ということになる。それらを明かにするために、次に教 育可能性・教育目的についての彼の見解を手がかりにし よう。

「彼らは能力をもっているのである。彼らは自分で働きたいと思っている。彼らは,徳性・知性をもっており,それらは発達し,陶治されることが必要なのである」³³⁾ し,また,「ものうげで,無為無力な存在から,知的で活発で幸福な存在へと変る」³⁴⁾ ための「知的・身体的教育を盲人がうける可能性」³⁵⁾ をもっているのである。すなわち,知性は他の感覚を通して(補償),道徳・宗教に関しては,正眼者と実質的に変わりがなく,ただ身体(盲目の身体に対する影響)がかなり困難な問題であるが,教育により軽減できるのである。³⁶⁾ このことを,彼は,先進国の経験,感覚論,歴史上の有名な盲人の例をあげて論証する。

盲人がもっている正眼者と比肩すべき「能力」とは何か。それは,正眼者と同じ位の数学・言語などを学び,教える能力であり,正眼者よりもすぐれている音楽の能力であり,また多くの子どもの手仕事を行なう能力なのである。"では,彼らの教育は何を目的としているのか。「人間の全体性(whole nature),すなわち,徳性・知性・体性の発達と最大に可能な完全さ」³⁸⁾をめざすことである。具体的には,「盲人に自活する手段を与えること」がその目標となる。

この目的と目標のあいだには、大きな落差がある。あ るいは,「徳性・知性・体性」が「自活力」化している。 それらを手段として自活力をえさせるのである。ここで は、目的は目標の実質化にすぎず、その具体は、より自 活可能な職種ということで, 盲人の音楽家, 数学者, 言 語学者, 各々の教師, 手仕事者ということになる。また 「徳性」が、主に盲人の「勤勉」を要求している時、以 上の目的と目標についてのハウの見解は、客観的には、 貧困問題からのアプローチ, すなわち, 「社会」の要求 の代弁者,実践者の立場から,貧困問題という社会問題 を盲人個々人にになわせるという自活者として、盲人を みなすことになる。なぜなら「盲学校の最大目的」とは, 「後の生活で盲人自身の努力によって、生徒に自活する 手段を与えること」³⁹⁾ だから。これはまた、さきの「自 立」の答にもなる。それは自活ということであり、経済 的な意味にほぼ限定されよう。従ってまた、「有用」と は, 自活できてはじめて, 社会的に有用になるというこ

とになり、目的は、「社会」的に有用な経済的自立者の 養成ということである。

「自立」、「有用」、「勤勉」とは、とくにプア・リ チャード的功利主義というニューイングランドの伝統的 精神ないし、「働かざるもの食うべからず」というプロ テスタント倫理であり、ハウの論もその反映ともいえる のであるが,この「自立」,「有用」,「勤勉」の歴史 的な意味は、近代における盲教育を成立させた法則的な 目標であるということであり、400 ハウも一面において、 画期的な盲人像を提示しながら、それを「自立」、「有 用」,「勤勉」に焦点をあわせることによって,その目 標に規定されてしまうのである。すなわち、盲教育院の 社会的にになっている課題とは, 救貧授産なのであり. また貧困問題に対する職業的自立という短らく的、直接 的な答え方によって、「教育」もまた矛盾にみちること になった。ここに、「社会」の要求のプッシュをみるこ とができるが、しかし、教育目的にみられるように、そ れに限定されてしまうには、余りに豊富な思想的発展の 萌芽をもっていたのである。

ともあれ上述の目標に従って、教育内容・方法がきめられ、またおのずから教育対象も規定されることになり、上述の一般的目的が、現実には何を意味するのかが一層明らかになろう。

W 盲院教育の内容・方法・対象

教育内容および方法,また対象を具体的に明らかにすることは、ハウの盲院教育の性格を一層明らかにすることであり、ハウが経済的自立を教育目標にしていたことが、単に州救貧政策の反映であったかいなか、逆にいえば、経済的平等が問題の前提であるという見解で「自立」を主張したのか(もちろんその場合、 盲人の人間的主体がどうとらえられているかという疑問はある)いなかも、一層容易に理解されよう。

盲人を音楽家、数学者、言語学者及びそれらの教師に、 また手仕事を職業とする人に養成する教育の内容・方法 を、ハウはどのように展開していったか。

まず,「自立」化という目標を前提として,彼は,きわめて合理的な「自立」教育の原理を提出する。これは,ヨーロッパ先進諸国の経験を,単に「模倣すべき」ことだけではなく,「さけるべき」ことも多い⁴¹⁾という摂取の方法によりえられた原理なのである。

パリの盲院で、卒業して生計をたてられるのが20人に 1人もいない⁴²⁾という盲人の教育の「提案された目的」

を遂行できない⁴³⁾最大の理由を,彼を次のように考える。 「入学した 100 人の中に、すぐれた芸術家となりうる子 どもは、いく人かはいる。しかし彼らは、織工としては ぬきんでることは決してできない。すばらしい作曲家と なりうる人もいる。しかし彼らは、決してよいかご作り とはならないであろう。他方,我々は色々な技術や手仕 事に非常に熟練する人も何人かみることができる。しか し、彼らは諸々の言語を学んだり教えたりすることは決 してできない。」44)つまり、パリの盲院では、教育が盲児 の「生活における性質・才能・位置を考慮にいれずに, すべての盲児に適用される」⁴⁵⁾ というのが、パリ盲院で 盲人を「自立」化できない第1の理由なのである。第2 に、パリでは一日を、それぞれ数時間ずつ勉強、音楽、 作業(手仕事)にあて、すべての子どもがこれに従う。 これは、たとえば、手仕事を5時間毎日することは、盲 児の目的が「知的教育である盲人にとってはあまりに多 すぎ」、「手の労働によって生きようとする人には余り に少なすぎる」うえに、色々の手仕事を学ぶので、その どれにも職業的自立という点では成功しない⁴⁶⁾というの が第2の理由である。従って,「自立」教育の原理とは, 第1に、将来の貧困な生活への準備(位置)として、各 々の盲児の能力(才能)や性質という基準によってコー スをきめること、第2に、第1をうけてそれぞれの目標 (コース)に従って、それにできるだけ多くの時間をか けること。

ハウの主張は,一層具体的には,「数学⁴⁷⁾を勉強した り、人に教えたりするのが非常にすきならば、彼ら(盲 児)は、これらの力を陶治されなければならない」、ま た, 音楽にすぐれた才能をもっていれば, 「音楽は,彼 らの主要な学業とならなければならない。彼らはできる だけ、音楽に多くの時間をさかねばならない。」その理由 は、「彼らは、かごやマットを作るよりは、その才能に よった方が、実社会で、よりよく確実にうまくいくだろ う」48) からであるという。だから、手仕事を教えられる のは,「他の何らかの仕事にはっきりした才能のない人 々の場合のみ」であり、「才能がなみでしかない大多数 の者(49) という能力的に低いとされる盲児であり、手仕 事は、「最後の手段、盲児の決死的行動 (forlorn hope) として考えられなければならない」⁵⁰⁾ のである。この場 合でも, 手仕事は, 徹底的に経済的自立がめざされるた め、職種は、まずショーやパレードのための「困難で奇 妙な手仕事」51)ではなく、また、「色々な」手仕事を学 ぶ必要もなく,⁵²⁾ 正眼者と競合しない職種を選ぶべきで

あり、 さらに先進国とくにイギリスでみられた「機械の導入」の脅威に関係しない職種に限定されるのである。 以上のコースのふりわけは、なるほど、「視力が最も必要でない職種」 を基準に分けられたようにみえるが、実際には、彼自身の固定的な発達観に規定されているのである。これを、教育内容についてのハウの考えを通して、一層明らかにしてみたい。

彼は、「一般的な(教育)原理は、……知的教育と身 体的教育⁵⁵⁾を結合することである。」⁵⁶⁾ という。これは、 イギリスやフランスの教育が、どちらか一方のみに偏し ていることへのユニークな反論として示されるのであり, 彼の盲人の身体論は、どの論文でも詳しく展開されてい るのであるが、果して、この身体的教育が、どのコース に進む盲児にも同じ意味、すなわち、身体の健康に必要 な教育として理解されているだろうか。「算術, 歴史, 地理、英語、仏語、結局コモンスクールで教えられてい るあらゆる学科の勉強」⁵⁷⁾という知的教科を学ぶものは、 身体の健康に必要で、「彼らの知的能力を常に緊張させ ないために必要な活動やレクリエーション」⁵⁸⁾ として. 手仕事をするのである。一方,手仕事のコースに進むも のは, 職業としてそれを学ぶ。知的教科に関しては, 前 述したように、知的教科を学ぶものは、それにできるだ け多くの時間をかける。さて、手仕事に従うものにとっ て、知的教育はいかなる位置をしめるか。ハウはいう、 「生活における盲児の運命」と十分な関連をもって、知 的教授はなされるべきであって、すべての盲児が同等の 知的教育を与えられてはならないとした。⁵⁹⁾ 「私は,な るほど、よみやかきの学習あるいは、知的知識の貯えの 習得を妨げはしないだろう。だがしかし,彼らの職業 (手仕事)を学習することにおいて、彼らの道をさえぎ ることは許されてはならない。」⁶⁰⁾ その結果,「よみ」 がすべての子どもに、「かき」は大部分の子どもに教え られる⁶¹⁾だけで、その他の知的教科は、手仕事につく子 どもには、除外されてしまうのである⁶²⁾ このように、 知的教育と身体的教育の結合は, 知的にすぐれた子ども のみに適用されているといえるし、劣っているとされる 子どもは,知的教育可能性をもっているにもかかわら ず、それによっては自立できないとされることにより、 知的教育から除外されたうえに、教科内容も能力によっ て限定されてしまうのである。 さらに、理事の見解では あるのだが、能力の差による盲児の可能性の規定は、す べての子どもに適用されるとはいえない。「彼らの扶養 費を出してくれるような親類をもつ生徒は,彼らの時間

6

を主に学業にあてる。」⁶³⁾

教育の方法についてみれば、一般的には、生徒の心を熱心に、積極的に活動させながら、諸感覚を通じて行なう直接経験によるのである。その際の彼の基本的態度は、「盲児に周囲の物にさわるなということは、正眼者に眼を使うなというようなものである」⁶⁴⁾ という点に示される。

ところで、知的・身体的教育のほかに盲院教育の内容をなす道徳教育は、どのような意味をもつのだろうか。すでに、盲人の道徳的発達は、正眼者と実質的に変わりないことはのべたが、ハウの道徳教育の目ざすところは、上述のハウの諸見解の脈絡から考えれば、主に「有用な自立」を支える精神の形成という点にある。つまり、彼は、依存をはじたり堕落を防ぐよう教えたらり自らを不幸な存在ではないと教えたのである。いいかえれば、盲人という存在は、神の賜物であり、それゆえ盲人は神に感謝すること、自己信頼、自分の資質への信頼、生活における幸福と有用への期待をもつことが道徳教育の内容なのである。68)

このように、盲人みずからの能力を活用し、道徳がそれを支えることを通して、社会問題である貧困問題の一部を解決する一助たらしめようという、社会問題の個人への環元化を果したのである。⁶⁹⁾ ここでは、教育を一つの手段とすることによって貧困問題を解決するという教育と貧困問題の混同がみられ、また近代における盲教育の出発は、社会的制度的には、学校教育の中からではなく、貧困問題からという必然性をも示しているともいえよう。

以上, 貧困問題が, 教育の目的・内容・方法を規定したことをのべたのであるが, 教育対象の現実的規定においても, 明確に示すことが必要であろう。

彼は、入学最適年令を、8~12才であるとする⁷⁰⁾が、経済的自立を盲院の至上目的とする以上、明らかに自立困難な盲児は、適当な年令及び貧困という要件はみたしても、入学できないことを暗黙に示していると考えられる。彼は、「他の人⁷¹⁾にとって、彼自身を有益にし、必要にする手段として」、「教育」が与えられるとのべ、「(「社会」= public)の注意に彼らが価するほど有益に」⁷²⁾ならなければ、教育の機会はないとのべることによって、教育対象を限定する。これはハウの出発点であった、正眼者と対比させた盲人=無力者、依存者、慈善的存在という定式を打破したけれども、それは、自立可能盲人だけに適用されるのであって、自立不能盲人=無

力者、依存者、慈善的存在という定式があらたに作られることを意味し、この人々には、家庭内から出された場合、マルサス主義的な厳しい救貧院の処遇がまっていたのである。。このことは、問題の発想が教育ではなく、貧困からであることを典型的に示し、さらに、教育をうける機会のあった盲児も、能力によりコースがきめられ、学習内容も限定されることになる。従って、能力の低い盲児は、幾重にも差別され、また矛盾が集中したのであって、盲児の教育の問題は、障害(盲目)という単なる派生的・結果的な性格をもつものではなく、産業革命初期における社会的変動に伴ってうまれた矛盾の本質的部分の反映といえるのであり、近代社会においては、より弱い部分により強く矛盾が集中するという原則の例でもある。

盲院教育は、家族的緊縛から盲児を解きはなち、一部の盲児に教育の機会を与えたが、その教育は、彼らを社会的に解放するものとはいえず、すべての盲児を逆に、あらたな近代的くびきにつないだのである。1830年代初めのアメリカ産業革命初期の段階において、近代社会の行方について、ハウに明確な答えを求めることは、苛酷な要求であるけれども、彼の楽観的な近代社会観と、上述の彼の見解は、やはり重要な関係をもつであろう。

▼ 盲・聾児の教育をうける権利と人道・博愛

初期ハウの思想的到達点において、最も高く位置するのは、盲・ろう児の教育をうける権利論であろう。もちろん、その場合の「教育」は、『、『Vと関連をもってみなければならないし、限定された内容をもつことは容易に理解できるが、しかし、この1836年の権利論は、教育思想史上、とくに障害児教育思想史に限った場合、最も先駆的な例であるとともに、ハウの思想形成上、とくに1850年前後における「白痴」児の教育との関連で展開される権利論とかかわりをもった重要な見解であろう。さらに、マサチューセッツ州のコモンスクール運動に対する貢献、なかでもホレース・マンの権利論への影響が考えられる。75)

「我々は、あらゆる子ども(all the young)が教育という恩恵にあづかる権利を認めている。我々は長い間、すべての人々に、つまり、白人のためにも黒人のためにも、最も富める人々と同じく最も貧しい人々にさえも、聾啞者のためにさえも、教育の手段を用意してきた。」従って、「そのいずれにも匹敵する可能性をもち、どれよりも大きい、はるかに大きい欲求をもつ盲人」76%もまた、

教育をうける権利をもっているのであるとハウはいう。 初期における「権利」論の主張は、どのような背景の もとにでてきたのであろうか。そのためには、盲院の初 期の財政状態をみておく必要がある。

年6,000ドルを、州の貧困盲児20人を盲院で扶養・教育するという条件で与えられた州の盲院に対する補助金とともに、盲院はまた、民間寄付を財政基盤としていたことは、1833年の一連の寄付募集の活動に求められるが、それは、恒常的にみて安定したものではない。1836年の盲院年報によれば、盲院は、州の条件である20人の給費生をうわまわる26人の給費生をうけいれている(盲院生徒総数は48人で、これは他州給費生、私費生を含めての数である。)777 その結果、財政上困難になっており、その上、「適格な」志願者がいる時、盲児に「教育」を与える論拠として、州・民間787 双方に対してよびかけたのが「権利」論なのである。799)

なるほど、州は1829年の盲院財団法において、30人以下の盲人の扶養・教育の費用を州が支払うとしているが、80)それは、コネチカット州ハートフォードの聾院へのマサチューセッツ州給費生に対する補助金の残額を支払うという形で認められた。 さらに、1833年には、年6000ドルの州補助金が決められたが、これは、約6ヶ月にわたっておこなわれていた「教育」の成果を問う意味をもったマサチューセッツ立法部前における実演を通して、一方では、立法部が盲児を、教貧問題における明確な目的にかなう可能性ある対象として一応認め、他方では、人道的・博愛的社会改革者たちの運動により、盲院設立が獲得されたことなどから明らかなように、州政策としては、盲院設立・維持を積極的に推進しようとする意志は、必ずしもなかったといえるだろう。

従って、ハウが、盲院教育の目的をほぼ教貧授産と考え、盲人をその適格者とみなすけれども、費用の不足で 教貧授産の適格者であっても入学できない盲児がいる場合、盲児の経済的自立という「教育」によって、盲児の 貧困からの脱却を計ろうとする彼にとって、上述の州の 意志と微妙に異なってくるゆえに、ここに明らかにハウ と州の間に、一種の緊張関係が生じたといってよいだろ うし、それなしには、盲児の教育をうける権利は提起されえないのである。なぜなら、権利とは、緊張関係を前 提として成立するのであるから。

ハウの権利論でとりわけ重要なのは、盲児の教育をうける権利論の時期的な早さもさることながら、「権利」 論の思想的脈絡である。それをここでは、直接には、ハ

ウのこの期における黒人奴隷問題に関する見解の中に求 めたい。彼はその中で, 黒人奴隷が反乱に立ち上がり, 彼がどちらかに味方しなければならないなら、彼は、反 乱者(黒人)に加わり、「人間の諸権利のために、彼ら とともに闘う(strike)」⁸²⁾とのべているからである。 「人間の諸権利」のなかに、教育をうける権利を含め、 さらに、現実にはその諸権利を獲得していない人々のな かに盲人を含め、盲児の教育をうける権利を主張すると いうことは、次のように考えられよう。すなわち、教育 をうけるのは、すべての子どもの権利、そしてさらに普 遍化して人間の権利であることをまず確認して,人道・ 博愛精神をテコにして, 黒人の延長線上にある弱者とし て盲児をとらえ、その盲児が教育をうけるのは、人間と なるための権利として⁸³⁾子どもの権利へと、従って人間 の権利へと一般化(万人への教育)させて考えたという ことなのである。

しかし一方, 盲児を上述の権利論の「黒人・貧者・聾

啞者」という弱者の部合に含めることは, 当時の教育状 況からすれば, 画期的な柔軟な認識をもっていたととも に, 逆に彼らの相互関係を構造的にとらえていないとい う側面をもっていたのである。さらに、その「教育」は 現実には、また教育思想的には、矛盾した内容をもつの であるが、人権のコロラリーとして、盲児の教育をうけ る権利がのべられたことは高く評価しなければならない。 次に、この「権利」論の限界を指摘したい。まず、そ の論は、すべての盲児の教育を保証するものではないと いうことである。そのためには、前章においてのべられ た教育対象は、どのような盲児であったか、従って、ハ ウの「教育」は何をどのようにめざすものであったかを 念頭におかなければならない。というのは、ハウの「教 育」は、発達に著しい制約を加えているからである。つ まり, 盲児の「教育をうける権利」が保証される現実的 範囲は、何よりも発達観において典型的に見出されうる し、それはまた、彼の教育思想の質-とくに盲児の教育 をうける権利における一の評価の中枢的対象としてもよ いであろう。

彼は、発達に関しては、前述のように、固定的で狭く 考えた。一つの能力にすぐれた子どもの発達可能性は楽 観的に考えたが、より能力の劣る盲児の場合、知的可能 性にはむしろ否定的であり、より劣る盲児の場合、彼の いう「教育」の、従って、それへの可能性には、暗黙な がらも著しく否定的であったといえるだろう。従って、 彼の「すべての盲児の教育をうける権利」という時の 「すべて」とは、現実には、「すべて」ではないし、思想的にも、「すべて」を対象としているとはいえないのである。逆に、すべての盲児の教育をうける権利を保証しない「権利」論は、単にすべての盲児に保証しないというよりは、現実には、盲児を二分し、「権利」の対象を、より能力の高いものとする一方で、より能力の低いものは、「権利」の対象外とする積極的な機能を果すのである。

さて、盲児の教育をうける権利という場合、権利の主体は、形式上は、盲児ということになるが、結論からさきにいえば、実質的には主体は、「社会」ということになるだろう。ここでは、真に権利の主体者とするための、主体に対応する義務の主体者についての見解が欠落している。また、「教育」が、「社会」の課題解決によって規定されているのであるから、権利の主体は、むしろ、「社会」といってよいだろう。

ということであるから、この場合、教育をうける権利 とは、盲児がみずからのうける教育に対して主体的権利 をもっているというのではなく、単に教育の機会をもっ ているといえる。従って、教育をうける権利とは、自立 可能性の高い盲児のみがもっている、「社会」の課題解決 のための「教育」をうける機会という意味に限定されて いるのである。

つぎに、ハウの活動をささえた精神についてであるが、 それは、科学(医学),実践,宗教(ユニテリアニズム) である。

第1に科学的精神であるが、まず医学の教育性を指摘したい。医学は、身体の自己回復性ないし自己発達性の確信に基いていると思われるが、外科医としてのハウも、「切断は、外科のはじ」⁸⁴⁾とのべている。これが、従来、教育とは縁のなかった盲児の教育可能性を信じ、実証させたのである⁸⁶⁾また、彼の科学的探究心は、盲教育の他には骨相学において顕著であった。骨相学は、今世紀に入ってからこそ「疑似科学」として扱われるけれども、当時においては、一時かなり広まった「科学」といわれる。彼によれば、科学とは「明らかにうちかちがたい自然の障害をも、ものともし」⁸⁷⁾ないのである。

第2に、第1に関連した実践的精神である。問題を科学的態度で観察し、それを実践によって証明するのは、ハウの常套手段であるといえよう。第1と第2の精神のセットは、彼の活動に重要な位置をしめると考える。

とりわけ重要なのは、第3の宗教(ユニテリアニズム) である。これは、その実践的精神たる人道・博愛の改革

的精神におきかえてもよいだろう。彼の場合,この精神は, 第1に万人への愛として、より弱い者であった盲人に関 心をもつほど弾力的であったが、またその役割は、「社会」 の要求に従うという一つの規定性をもっていた。彼は. 博愛者の目的は、「十分な生計を盲人に保証するある継 「社会」の代弁者ともなった。人道・博愛の第2の特質 としては、盲人(弱者)に対するパターナルな態度を指 摘したい。「苦痛なしに、楽しみはないということをも う一度考えてみよ。さらに、憐れみの対象や慈悲心の実 一践がなければ、心の中に親切やキリスト教による慈善も 生まれないということを考えよ。あなた自身の工夫力や 慈悲心のための領域は、あの盲人のまさにその要求の中 にあらわされていることを省みてみよ。……彼は一つの 才能でもってそんなに多くのことをするなら、あなたは 5つの才能をもっているのだから、どの位できるだろう か。そしてまた、彼はあきらめているのに幸福でさえも あるなら、あなたは一層幸せであることを省みなさい。 そしてまた, 英知はあらゆる仕事の中で, 正当化される ことを認めなさい。」⁸⁹⁾ここでは、盲人の利益が直接問題 となっているのではなく、慈善を与える側が、不幸な盲 人に恵みを与えることによって、彼ら自身が幸福になれ るという道徳的実践の問題としてとらえており、優越者 としてのハウが、弱者としての盲人に、上から、パター ナルな温情を与え、慈善を与えているということができ る。むろん、ここで慈善とは、物品を与えるというので はなく、盲院に対する支援という実践的改革を勧めるい わば社会的モラルとして説かれているのであるが、人道・博 愛の精神とは、このような社会的優劣関係を前提として いるといえよう。

VI おわりに

. 以上のように、初期におけるハウの思想は、ほぼ「社会」の要求に基く教育論であったが、19世紀30年代のアメリカにおいて、盲院を設立させた教育論でもあった。しかし、「教育の論理」⁹⁰⁾ に基く教育論をくみたてるためには、「社会」の要求に基かないわずかな部分をテコに拡大・深化する他はない。その場合、中核となるのは「発達」観であろう。彼は、中期において盲ろうあ児の教育実践を手がかりに、「発達」観を変えることによって、盲教育についての見解をあらためる方向を示すであろう。さらに、50年前後の「白痴」児の教育を通して

一応の確立を示し、他方、教育をうける権利論も深化し、 また、労働の権利にもふれるであろう。

さらに、彼の社会活動の中で、これらの活動はいかなる位置をしめるのかを明らかにするのは次の課題である。 また、ロック、ディドロ、アユイなどからの影響、啓 蒙思想との関わりについても今後の課題としたい。この 課題の検討は、ハウ研究にとどまらず、近代において障 害児の教育を成立させた一つの不可決な前提を明らかに することでもあろう。

以上

揄

文

- 1) ここで障害児教育と特殊教育とは、対立した概念として用いている。両者とも内容は十分明らかになっていないが、特殊教育とは近代社会に特有の概念であり、アメリカ(マサチューセッツ州)においては、おそらく、1863年に成立する州慈善委員会(Board of State Charities)の慈善事業再編における障害児対策をへて、19世紀~20世紀初頭に成立すると考える。他方障害児教育理論とは、特殊教育理論のもつ諸々の矛盾の内在的批判をへてのみ提起される。
- 2) 本稿では、盲児の教育(盲教育)には、弱視児も含まれる。
- 3) 最初の名称は、The New England Asylum for the Blind であった。本文中の名称になった時期は不詳(少くとも1833年以降)。なお、1839年5月には、The Perkins Institution and Massachusetts Asylum for the Blindとなる。盲院の教育開始は、1832年9月ごろである。ハウ自身は9月としているが、シュヴァルツは8月としている。"Education of the Blind"North American Review Vol. XXXVI 1680 (July 1833) P.57 (以下Northと略記。この論文は無署名であるが、後出のハウの諸論文と内容的に重複していることからみて、ハウの著作に間違いないだろう。シュヴァルツも著者をハウと断定している。Schwartz、H.(1956): Samuel Gridley Howe、Social Reformer (1801~1876)、Harvard University Press、50) Schwartz、H: ibid. 52
- 4) 鳥羽欽一郎(1961):アメリカ合衆国における産業資本の成立-アメリカ産業革命史序説-社会経済史大系M,弘文堂 36. この期のアメリカ経済史、とくにマサチューセッツの状況については、鳥羽(1958):近代経済史-アメリカにおける産業資本の形成と発展-、日本評論社 133~163。中村勝己(1966):アメリカ資本主義の成立 日本評論社 105~108、143~163。豊原治郎(1962):アメリカ産業革命史序説 未来社 11~107。Bidwell,P.W.(1921):The Agricultural Revolution in New England.The American Historical Review, 26,683~702などを参照。
- 5) エリ・ア・メンデリソン, 飯田他訳(1960): 恐慌 の理論と歴史 第2分冊 青木書店 91, 104, 106 次の恐慌は1829年におこっている。

- 6) Bidwell, P.W (1917): Population Growth in Southern New England. Quarterly Publications of the American Statistical Association New Series, 120, 813, 819
- 7) Bullock C. C. (1907): Historical Sketch of the Finances and Financial Policy of Massachusett from 1780 to 1905. Publications of the American Economic Association Third Series, 7 (3), 23
- 8) First Annual Report of the Board of State Charities of Massachusett, 1865, 204
- 9) 一番ヶ瀬康子(1966):アメリカ社会福祉発達史 光生館 44
- 10) 同上 46
- 11) "Education of the Blind", North. 22, 50
- 12) 盲院設立前に盲人が貧窮化しつつあったことは,問題に対する人道的・博愛的対応という形で民間の医師を中心にして活動されていたボストンの The Eye and Ear Infirmary (1824年設立,27年財団法人)の例がすでに示唆している。 First Annual Report,67~68.
- 13) Cummings, J. (1895): Poor Laws of Massach -usetts and New York. Publications of the Ame -rican Economic Association First Series,10(4), 34~38. 著者によれば、1789~1851年は、マ州教貧史上「暗い時期」であった。
- 14) Pumphrey (1961): The Heritage of American Social Work. Columbia University Press, 62~66
- 15) ibid. 67
- 16) 貧困盲児を対象としたという歴史的事実は、6ヶ月の実験的教育段階(この段階を設けたことを、ハウは「数人(注-実際には6人)の盲人が、自分たちの(教育をうけるという)主張を弁護する資格」をつくるためといい、その資格に適合することを証明することによって「公的な訴え」をするとのべている。"Education of the Blind"、North.57)で貧困家庭から盲児を選び、また州立法部は、1833年2月に州の20人の貧困な盲児を無償でうけいれ扶養・教育しなければならないという条件で1年6千ドルの補助をしたということである。Annual Report of the Trustees of the New-Eng-land Institution for the Education of the Bli

- -nd, to the Corporation 1834. 45, The forty-fifth Annual Report of the Trustees of the Perkins Institution and Massachusetts Asylum for the Blind, 1876, 80
- 17) 州が支援するといっても、盲院そのものは主要な政策対象になりえないゆえに、積極的な支援を意味するわけではない。
- 18) 1829年(おそらく盲院法人化認可以前)には、マ州 盲人数調査が下院命令により行なわれている。 "Education of the Blind", North. 53, 56
- 19) この投資とは、次のように考えられよう。当時 (1831年)の教資法によれば、被救恤貧民は、1週大人 70セント(子ども42セント)(なお20年には1ドル (55セント)、35年には49セント(28セント)であった。)の割合で扶養される。貧困盲人が教貧院で生活する場合、1年約36ドル(約22ドル)であるが、盲院 州給費生は、生徒1人につき年300ドルかかるが、将来自活できれば結局、投資にみあうということであろう。Cummings、J.: ibid、42~43
- 20) "Address of the Trustees of the New-England Institution for the Education of the Blind to the Public, 1833, 5 (以下Address と略記) フレン チは、この見解をハウに帰している。 French, R.S. (1924): The Education of the Blind. Part 1, 42~43, なおハウは、校長だけでなく、盲院財団の Secretaryという要職もかねていた。上述の理事見解 は、施設の第2の目的としてあげられているが、第1 の目的としての「盲人が仲間に対してもっている(教 済の)要求を真にうけいれる」というその「要求」が 「投資」により規定されている。あるいは「投資」が 実際には上位にあることは後に明らかになろう。なお、 ニューヨークでは1831年盲院財団法人,32年3月教育 開始(アメリカで最初), フィラデルフィアでは, 33 年教育開始しているが、これは偶然に同じころ設立さ れたというのではなく、基本的にはいずれもが、同様 の社会的条件の下にあって成立したからであろう。
- 21) フイッシャー及び設立過程については、フレンチ上 掲書39~41参照。設立主体については、45th Annual Report, ibid. 79 記載の1829年の盲院財団法における財団メンバー名簿参照。
- 22) ファランドは、このころの時期を、博愛主義的・人 道主義的な「明白に改革の時代」とのべて、多数の運 動を指摘している。ファランド・名原・高木訳 (1950)

- :アメリカ発展史 上巻 188~190 また Carlton, F.T.(1965): Economic Influences upon Educatio -nal Progress in the United States, 1820~1850 Teachers College Press, 39~45
- 23) "Education of the Blind", North. $53 \sim 54$
- 24) Howe, S.G. (1837):On the Education of the Blind. The Lectures delivered before the Ameri-can Institute of Instruction, in Boston, Augu-st, 1836, 25 (以下Am.と略記)
- 25) "Education of the Blind", North. 21
- 26) Howe: ibid. Am. $24 \sim 25$
- 27) ibid. $4 \sim 5$
- 28) ibid. 4, Howe, S. G. (1836): Education of the Blind. Literary and Theological Review, 3, 266 ~ 267 (以下Lit.と略記)
- 29) Howe: ibid. Am. 14.
- 30) "Education of the Blind", North.56
- 31) Howe: ibid. Am. 20
- 32) ibid. 9
- 33) ibid. 25
- 34) Address. 6
- 35) "Education of the Blind", North. 22
- 36) Howe: ibid. Am. 15
- 37) ibid. 20 "Education of the Blind", North. 29, 46, 47 「盲児は……ができる」といういい方は、結局のところ、完全な解決にはならない。というのは、「……ができない」子どもに対しては、何の論拠にもなりえないどころか、逆にその教育を妨げる論拠にも転化する恐れがあるからである。
- 38) Howe: ibid. Am 14.
- 39) Address. 11
- 40) この目標は、盲教育に限らず、より普遍性をもっているといえよう。たとえば、1829年の州知事のろう教育に関するメッセージ参照。 Breckingridge, S. P. (1927): Public Welfare Administration in the United States. 105
- 41) ibid. 6 " Education of the Blind", North. 34,
- 42) "Education of the Blind", North.36
- 43) ibid. 43
- 44) ibid. 43~44
- 45) ibid. 43
- 46) ibid 44

- 47) ここで数学は、多くの学問の一つの例である。
- 48) Address. 14
- 49) ibid. $14 \sim 15$
- 50) "Education of the Blind", North. 47
- 51) Howe: ibid. Lit. 275
- 52) Address. 15
- 53) ibid. $11 \sim 12$
- 54) "Education of the Blind", North. $46 \sim 47$
- 55) 身体的教育とは身体の健康に必要な教育, 具体的に は手仕事をさす。 Address. 14 参照。
- 56) Address. 13
- 57) Annual Report. 1834,8 理事の言及。知的にすぐれているとされる盲児の学ぶ知識の意味をここで規定しておきたい。みられるように、彼らの学ぶ内容とは、将来、学者・教師になって自活するための糧として考えられているのであって、盲児のおかれている状況の認識・克服のための知識という意味は、望むべくもなかった。
- 58) Address. 15
- 59) ibid. 7
- 60) ibid. 15
- 61) Howe, ibid. Lit. 273
- 62) 音楽を職業とするような子どもの場合も、問題の基本は同じである。
- 63) Annual Report. 1834. 8
- 64) Howe, ibid. Am. $17 \sim 18$
- 65) ibid. 19 "Education of the Blind", North. 34,
- 66) "Education of the Blind", North. 57
- 67) Howe: ibid. 19
- 68) ibid. 20 ハウは、以上のような個人的・通俗的勤勉によって問題はかなり解決できると楽観的に信じていた。
- 69) 貧困の原因を個人の道徳に求めるこの時期の「社会」 の一般的な態度を参照されたい。一番ケ瀬康子 同上 43~44
- 70) なお、"Annual Report, 1836"、では年令制限を6 ~20才としている。さらに入学条件としては、立派な道徳的性格を有するという教賛委員又は牧師の証明書を必要とした。道徳的性格とは、勤勉を意味しているのであろう。 ibid. 16
- 71) 「社会」と考えてよい。
- 72) Address, 11~12. この言及は、正眼児の教育の状

- 況から考えて、「社会」説得であると考えられるが、 教育目的・内容への一貫性をもっていることから考え て、ハウ自身の本音と理解しておく。
- 73) 上述のプア・リチャード的功利主義とプロテスタント倫理は、このような処遇を支える精神となる。
- 75) ハウとマンの関係は、ハウがブラウン大在学時、マンはその大学の教師であり、またマンは、少くとも 1833年以降盲院財団の理事であった。マンへの権利論 の影響の根拠は、マンのコモンスクール運動にハウが 重要な位置をしめ、またマンが権利論を展開するのが、1837年のマ州教育長就任以降ということである。
- 76) Howe: ibid. Am. 25
- 77) Annual Report, 1836,13 私費生の場合,月16 ドル年約200ドルを支払わねばならなかった。この金額は、ハウが後年、教師が生活するのに最低の賃金として年約800~1,300ドルとしており、また1832年に職人の賃金がよくて日給2~3ドルであったことからみて、貧困家庭でなくともかなりの負担であり、私費生として盲児を盲院にやることは困難であったろう。また給費生も、衣服は自前でそろえねばならなかった。Annual Report, 1836,16, Richards L. E. ed. (1909):Letters and Journals of Samuel Gridley Howe. Vol. 2, Dana Easters & Company, 102. 望月清人 (1969):アメリカ労働政策史研究 ミネルヴァ書房 70
- 79) ハウの36年論文の他に、36年の「財団に対する理事報告」と題する年報中に、「権利」論が展開されており、また前出のリチャーズの"Letters and Journals"中に書簡のコピーとして日付不詳の別の「権利」論が紹介されているが(p.112)、前者は、各理事の署名がなく、またハウが理事報告をかいたこともあったようであり、後者は、内容(ヒフの色にかかわりなく盲児は教育をうける権利をもつ)からみて、このころ問題になっていた黒人の盲児入学問題とのかかわりで、立法部議員にあてられた書簡と思われるから、この時期

78) 実質的には中間層以上の支配層といってよいだろう。

80) 第3条, 7条, 45th Annual Report. 180~81 ただし, 30人は, 1832年2月の立法部決議により20人となった。Annual Report. 1834, 5, 38th Annual Report, 29. Schwartz, ibid. 53参照。 なお, 本稿

(前後)にかかれたとみてよいと考える。

では、1829年財団法と実際に教育をはじめる1832年以降の間の過程を明かにできなかった。しかし両者の間には、微妙な差があることを指摘しておきたい。第1に、Asylumから Institutionという名称の変更、第2にそれと関わって、29年法では対象を年令にかかわりなく、30人以下の貧困盲人を扶養・教育するとあるが、教育をはじめてからは、年令制限をし、20人の給費生となった。

- 81) 38th Annual Report. 29. First Annual Report of the Board of State Charities of Massachusetts, 70
- 82) The New-England Magazine vol. V (1833), 124 なお、シュヴァルツによれば、黒人奴隷問題に関しての彼の態度は、この時期では、奴隷解放は、奴隷所有者の自覚にまつべきだといった隠健な態度であった。ibid. 150 \sim 151

- 83) 「盲児が人間となる」とは、彼のいう教育目的を参照。
- 84) Howe: ibid. Am. 5
- 85) さらに、とくに後に従事する「白痴」同様とされていた盲ろうあ児、さらに獣同様とされていた「白痴」 児の教育との関係で重要であろう。
- 86) Schwartz, H. (1952): Samuel Gridley Howe as Phrenologist. American Historical Review, 57 (3), $644 \sim 651$
- 87) Education of the Blind, North. 36
- 88) ibid. $47 \sim 48$
- 89) Howe: ibid. Lit. 266
- 90) この概念を明らかにするのは今後の課題である。しかし、これは基本的に、「社会」の論理と対立する。とくに、「発達」観においてである。

14

Jap. J. of Spec. Educ. 9, 2, 1971

THE THOUGHT ON THE EDUCATION OF THE BLIND BY S.G.HOWE IN HIS EARLY PERIOD

Makio Nakamura (Tokyo University of Education)

The purpose of this article is to analize the thought of S.G.Howe (1801-1876) on the education of the blind in the early period of his work (1831-1837), who was one of the founders of the Special Education in the U.S.A.

The New England Institution for the Education of the Blind had been incorporated in 1829 by humanists and philanthropists in order to protect the "society" from the poor. His thought was principally based upon this purpose.

He criticized the previous treatment of the blind which had given them alms indiscreetly, for it had been not only ineffective to the "society", but also given many evils to the blind themselves.

He regarded the blind as ones who were equal to the seeing, i.e., who might be happy, useful and independent. Such a view of his contributed to the placement of the economical independence, training of becoming musicians, scholars and teachers, and manual laborers, as the object of the Institution. In other words, the training was divided into

three courses each of which was for musicians, scholars and teachers, and manual laborers respectively. The selection of a course was, however, determined just according to the limitation of his faculty. Therefore, manual laborers could not especially have enough opportunity to learn intellectual studies. In addition, moral education was aimed to form a spirit of economical independence which was thought to be useful for the "society". The education of the Institution was practically to exclude the blind who did not obviously appear to be independent economically, even if they were poor and were within school-ages.

And he insisted upon the right to education of the blind and the deaf mute, for the subjects considered to be adequate for the Institution had not been admitted because of the want of the funds. In consequence, his thought was placed in a conflict against the State's.

In conclusion, it was paternal humanism and philanthropy that supported his thought of education.